

(案)

令和 8 年 月 日

横浜市会議長

渋谷 健 様

特別市・大都市行財政制度特別委員会

委員長 福地 茂

特別市・大都市行財政制度特別委員会中間報告書

本委員会の付議事件に関して、活動の概要を報告します。

1 付議事件

特別市制度の早期実現を図るとともに、大都市の実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これらを強力に促進すること。

2 活動内容・意見等

(1) 令和7年6月9日 委員会開催（第1回）

ア 議題

(ア) 令和7年度の委員会運営方法について

令和7年度の委員会運営方法について協議し、住民目線で付議事件全体について包括的に調査・研究すること等を決定した。

(イ) 特別市制度の創設に向けた検討状況等について

政策経営局から説明を聴取し、質疑を行った。同局からは、特別市制度の創設に向けたこれまでの本市の主な取組や国等の動向について、説明があった。

(ウ) 指定都市の「令和8年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について

政策経営局から説明を聴取し、質疑を行った。同局からは、白本の目的や令和7年度の進め方、提案事項等について、説明があった。

イ 委員意見概要

- ・一層制の自治体にすることによって業務の効率化、意思決定の効率化は図れるが、一方で住民の意思を市政にどうやって反映していくのかということにおいては、住民と市政の間に距離感が生まれてはならないと考える。
- ・特別市に対する考え方が本市と神奈川県で相違しているとはいえ、住民に関わることであり、しっかりとこの点を踏まえた上での進め方をするべきである。
- ・指定都市市長会でも一つ一つのアクションの中で住民代表機能について考えているのだということを発信していくことが重要である。
- ・長年にわたる画一的な都道府県と市町村による二層制からの脱却というのは、しっかりとした説明を伴わないと、ある意味二層制を否定しているのではないかというような印象を与えてしまう。二層制は二層制のよさがある

り、それで生きる地方行政もある一方で、一層制は一層制のよさもあると考える。都市の自由な選択肢を増やしていくことが重要である。

- ・他の自治体では、特別市にすることによるメリットや経済効果、雇用の増加というところも言及しており、このような見方もあるのだと感じる。また、政令市だけが盛り上がり、政令市以外の自治体の勢いがなくなってしまふという議論は常に出てくるが、そうではないということはこれまで何度も議論されているところであり、そうしたプラスの部分と周りの人たちが懸念している部分を払拭するような議論を広げていきたい。
- ・住民代表機能を強化するということと特別市の法制化ということとは別問題ではないかと考える。今のように本市が指定都市としてある中で、主人公である住民が参加していく機能をどう高めていくのかということは、より一層研究していかなければならないと考える。

(2) 令和7年9月26日 委員会開催(第2回)

ア 議題

(ア) 指定都市の「令和8年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」について

財政局からの説明を聴取し、質疑を行った。同局からは、指定都市財政担当局長会議において取りまとめられた青本の最終案が提示されたほか、今後の進め方や党派別要望活動について、説明があった。

(イ) 特別市制度の創設に向けた検討状況等について

政策経営局から説明を聴取し、質疑を行った。同局からは、国への本市独自要望の実施、県内三政令市市長・正副議長懇談会、指定都市を応援する国会議員の会の決議、指定都市市長会の取組について、国における検討状況について説明があった。

(ウ) 国に対する要望活動について

要望活動の実施及び要望書の作成方法について協議し、実施することを決定した。

イ 委員意見概要

- ・特別市の問題は、対県と捉えがちだが、県を構成する一般の市町村、特に一般市の市議会議員の方々に、特別市のメリットなどをしっかりと伝えて

いくということが、機運醸成にとって重要なことなのではないか。

- ・ 多様な大都市制度について、いわゆる都構想（大阪市を廃止して大阪府に組み込む）というやり方もあれば、本市や川崎市が求めている、県から離れて特別市が自立するというような様々な形態があることについては、指定都市市長会も指定都市議長会も認めているものである。
- ・ 広域連携の在り方として、特別市は近隣の自治体にもメリットがあることを認識した上で、この特別市を考えているということ为本市として発信し続けた方が良く考える。
- ・ 8市連携などの周辺市町村との連携機会をチャンスと捉え、引き続き粘り強く説明を果たしてもらいたい。
- ・ 国も地方も、今、一步踏み込もうとしているという状況であり、その足場を固める意味でも、さらに自治体間の連携を強化しなければならないと考える。
- ・ 地方自治法改正案を一本化するという指定都市市長会の方向に対しては、複数の自治の在り方を提示すべきと考える。イギリスでも大都市の統治機構は選択制になっており、無理に一本化せず、十分に選択可能な制度設計が必要である。
- ・ 一層制を目指すというのは、大都市のスケールメリットを生かしていくという当初からの特別市制度構想の反映だと思うが、各行政区における住民代表機能をどうしていくのかということ考えたときに、一層制というものが、どういう性格を帯びた一層制なのかということを考えることが極めて重要である。
- ・ 国でも指定都市を応援する国会議員の会で議論が行われており、機運が高まってきていると感じている。本市としても、今まで以上に実現に向けて、積極的に国に対する要望活動を続けていくべきと考える。
- ・ 今、政令市が抱える様々な課題について国に対して要望していくことは、非常に重要なことだと考える。その要望していく内容については、多様な意見があると思うので、その点をしっかりと踏まえた要望をしていただきたい。
- ・ 住民自治や本市が十分な住民サービスを実行するための税制などについて

の議論も、まだまだ求められていると考える。

- ・青本でも示されたように、防災・減災対策や老朽化したインフラ整備への課題、また、教育、福祉の充実などを求めていくことや、物価高で苦しむ市民生活を守ることが、何よりも国が責任を持って進めるべき課題であり、地方によって格差が生じることは、あってはならないと考える。そのために国が果たすべき役割を、他の自治体と一緒にしっかりと求めていくことが重要だということは、改めて求めておきたい。
- ・住民の声が活かされていくという、住民自治強化の取組の議論が、市民参加で必要なことではないかと考える。そのことから、今この大都市制度改革に注力していくことは必要ないと考えるため、要望書の提出は必要ないと考える。

(3) 指定都市税財政関係特別委員会による青本要望

大都市財政の実態に即応する財源の拡充について、国会議員に対する党派別要望を行った。

【指定都市行財政問題懇談会党派別要望】（括弧内は出席委員）

令和7年

- | | | |
|--------|--------|----------|
| 11月12日 | 立憲民主党 | （かざま委員） |
| 11月19日 | 公明党 | （安西副委員長） |
| | 日本維新の会 | （坂井委員） |
| 11月20日 | 自由民主党 | （福地委員長） |
| 11月25日 | 日本共産党 | （みわ委員） |
| 11月26日 | 国民民主党 | （横溝議員） |

(4) 令和7年12月3日 委員会開催（第3回）

ア 議題

(ア) 特別市制度の創設に向けた検討状況等について

政策経営局から説明を聴取し、質疑を行った。同局からは、機運醸成の取組、国等への要望・要請の状況、指定都市市長会の取組について、説明があった。

(イ) 国に対する要望活動について

要望書案の内容について協議し、案のとおり決定した。

イ 委員意見概要

- ・ 指定都市市長会から特別市の法制化案が出てきた今、我々が行うべきは、国に対して問題提起を行い、この法制化案をたたき台として、国にどう判断してもらうのかということが大切だと考える。
- ・ 市民理解や世論醸成は当然必要になってくるが、この大都市の問題や特別市の問題というのは身近な話題ではないので、なかなか理解が深まっていかないという大きな問題があると考ええる。
- ・ この要望を通して、国会議員含めて多くの皆様にしっかりとアピールしていきたいと考える。
- ・ 令和6年の通常国会で、都道府県から指定都市等への権限移譲をはじめさらなる権限移譲を推進することが衆参両院で決議されている。さらに、超党派の国会議員で構成される指定都市を応援する国会議員の会が、令和7年9月に、内閣総理大臣及び総務大臣に対して議論を進めるよう要請したということもあり、前に進めるように頑張ってもらいたい。
- ・ 住民自治の観点から、二重行政をはじめとした不十分な税制措置の解消や経済の活性化など、大都市横浜としての能力を最大限に発揮できるように、特別市の早期法制化の実現をしていくべきと考えている。機運も高まっており、重要な時期と認識しているため、要望活動に賛成である。
- ・ 税配分については改めることの必要性を強く感じる一方で、その問題と大都市制度を進めようとするのは別問題で、大都市制度を進めるために人員を配置し、予算をつけ続けているというのが、本当に市民の理解を得られているものか疑問である。
- ・ 特別市となることが、住民自治を大きく前進させるものであるということの具体や実感ができていない。税改正の議論は大いに進めていただきたいが、今は特別市を含む大都市制度の法制化を求めて国に要請活動をするときではないと考え、要望活動は不要と考える。

(5) 特別市の法制化に関する要望活動の実施

特別市の法制化に関して、議長及び委員長が総務大臣に対し要望活動を行った。また、正副委員長が衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に対して要望活動を行った。

ア 総務省（令和8年1月13日）

（ア）対応者

林 芳正 総務大臣

（イ）当日の概要

総務大臣に要望書を手交した。同大臣からは、近く地方制度調査会が設置される予定であり、審議事項については内閣総理大臣から諮問されるが、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた国・都道府県・市町村の役割分担や大都市地域における行政体制の在り方などについて、柔軟で幅広い議論がなされると期待しているとのコメントがあった。

イ 衆議院総務委員会及び参議院総務委員会（令和8年1月21日）

（ア）対応者

佐藤 英道 衆議院総務委員長

吉川 沙織 参議院総務委員長

（イ）当日の概要

衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に要望書を手交した。両総務委員長からは、横浜市会としての特別市の法制化の要望をしっかりと受け止める旨のコメントがあった。

（6）令和8年2月4日 委員会開催（第4回）

ア 議題

（ア）特別市制度の創設に向けた検討状況等について

政策経営局からの説明を聴取した。同局からは、特別市シンポジウムの開催、第34次地方制度調査会の発足について説明があった。

（イ）行政視察について

行政視察を行った各会派から、調査活動で得られた他都市事例の報告を行った。

a 公明党

・視察月日：11月13日～14日

・視察先及び視察項目

【長野広域連合（長野県長野市）】

広域のごみ処理の取組について

【富山県高岡市】

とやま呉西圏域連携中枢都市圏の取組について

- ・視察委員：安西副委員長、行田委員、中島委員

長野広域連合における広域のごみ処理の取組については、長野広域連合発足までの背景や環境が広域のごみ処理をスムーズに運営できる要素になっており、D B O方式の運用についても関係機関や市町村の関係性がうまく回っていると感じた。とやま呉西圏域連携中枢都市圏の取組については連携自治体との関係性を「水平連携」として推進している点などが、今後本市が他都市との連携を考える上で参考となった。

b 自由民主党

- ・視察月日：12月22日～23日

- ・視察先及び視察項目

【株式会社リージョナルクリエーション長崎（長崎県長崎市）】

長崎スタジアムシティプロジェクトにおける地方創生の取組について

【長崎県長崎市】

(1) 連携中枢都市圏構想について

(2) 重点プロジェクトアクションプランの取組について

【福岡県福岡市】

ふくおか都市圏まちづくりプラン（第6次福岡都市圏広域行政計画）の取組について

- ・視察委員：福地委員長、川口委員、小松委員、斉藤（達）委員、
関（勝）委員、横山（正）委員

長崎スタジアムシティの取組に関しては、民間の力を活用し、市民、県民、また地域に住んでいる住民の方だけではなく、多くの人を呼び込んでまちづくりを活性化していくという視点を学ぶことができた。

特に民間事業者が旗を振るような事業に関しては、市と県がどれだけシームレスに連携を取り、そして民間事業者にとって話合いのステークホルダーとなり得るかどうかが、非常に重要だと考える。長崎県長崎市では「人口減少・少子高齢化の進行」「社会減・自然減の拡

大) 「行政サービス維持の困難化」という喫緊の課題に対応するため、どのようにまちぐるみで盛り上げていくのかということを中心とした構想だと解釈した。福岡県福岡市ではSDGs、脱炭素、DX・デジタル・トランス・フォーメーションの3本柱を軸としたプランになっており、より快適な市民、あるいは県民の皆様の生活の質の向上ということ、QOLの向上ということを考えて施策になっていたところであり、福岡市だけでなく広域連携として考えていくという姿勢と視点を学ぶことができた。

(7) 令和8年4月20日 委員会開催(第5回)

当日の概要を記載

3 まとめ

- ① 377万人の市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行財政運営を行い、日本経済の成長を牽引していく上で、特別市制度の早期実現を図るとともに、大都市の実態に対応する行財政制度の確立等の課題に広範に対応するため、令和7年度から本委員会の名称及び付議事件に「特別市」という言葉を加えた。これは指定都市議会の中で初めてのことである。その初年度となる令和7年度の委員会では、住民目線で付議事件全体について包括的に調査・研究することとし、これまでの大都市制度の検討状況や住民目線による特別市の法制化の必要性、国に対する要望活動の現状等について、当局から説明を聴取し、意見を交わしてきた。
- ② 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから約70年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。これまでも、国の施策及び予算に関する提案（白本）や大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（青本）等による国への要望活動のほか、県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲や災害救助法に基づく救助実施市の指定など、指定都市制度の課題を解消するために様々な取組が行われてきているが、課題を抜本的に解決するためには、特別市制度の実現が最も有効である。
- ③ 特別市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展や日本の国際競争力強化によって、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものである。
- ④ 大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別市の実現に向けた取組を引き続き進めていく必要がある。
- ⑤ 加えて、特別市制度の実現に向けては、住民や国、県、近隣自治体といった様々なステークホルダーの理解促進をより一層加速させていくことが欠かせない。
- ⑥ まず、住民に対しては、特別市制度に関する議論を自分事として捉えていただくため、シンポジウムや市民向け説明会の開催、広報冊子の発行等において、特別市になるとどのような効果があるのか、また、特別市にならないとどのよ

うな支障があるのかなどを伝えるとともに、その広報に当たっては、より分かりやすくなるような工夫が必要である。なお、不特定多数の住民に対して発信することができるよう、直接的な対話だけではなく、ウェブ会議方式の併用やSNSによる発信など、デジタル技術の活用も積極的に検討していく必要があると考えられる。

- ⑦ 次に、国に対しては、第34次地方制度調査会が設置され、大都市地域における行政体制の在り方等が調査審議されているところであり、その動向を注視するとともに、国に対する要望活動と併せて、指定都市の現状や課題を発信し、真に必要な制度や政策について、国会議員の理解を深めてもらうことを市長、議員共に推進し続けていく必要がある。
- ⑧ 最後に、県や近隣自治体に対しては、県と課題認識を共有し、協議を前に進めるための取組を推進していくとともに、近隣自治体に対しても、水平・対等の関係で圏域全体の行政サービスの維持・向上等が図られるよう、連携を強化していくことが必要である。
- ⑨ そうした中、本委員会として令和4年度以降、毎年度行っている特別市の法制化に関する要望書を、令和7年度も国に提出することを決定し、令和8年1月13日には、市会議長同席の下、総務大臣に対し委員長が手交した。また、同月23日には、衆議院総務委員長及び参議院総務委員長に対し、正副委員長にてそれぞれ要望書を手交したところである。
- ⑩ 引き続き、様々な取組を加速させていくことで、住民目線で特別市制度の早期法制化に向けた機運をさらに高めるとともに、制度実現を目指し、取組を強化していくことが重要である。

4 別添資料

特別市の法制化に関する要望書

(注：記載されている肩書・名称等は当時のものである)

○ 特別市・大都市行財政制度特別委員会名簿

委員長	福地	茂	(自由民主党)
副委員長	安西	英俊	(公明党)
同	森	ひろたか	(立憲民主党)
委員	川口	広	(自由民主党)
同	小松	範昭	(自由民主党)
同	斉藤	達也	(自由民主党)
同	関	勝則	(自由民主党)
同	横山	正人	(自由民主党)
同	行田	朝仁	(公明党)
同	中島	光徳	(公明党)
同	かざま	あさみ	(立憲民主党)
同	坂井	太	(日本維新の会・無所属の会)
同	みわ	智恵美	(日本共産党)
同	荻原	隆宏	(横浜の風)

特別市の法制化に関する要望書

令和8年1月

横浜市会

横浜市会は、昭和22年5月の地方自治法施行に伴い、特別市制が法律に規定されたことを受け、特別市制促進実行委員会を設置して以来、80年近くに渡り、地方制度の調査とその改善促進に取り組むとともに、大都市横浜にふさわしい新たな大都市制度の早期実現と、その実態に対応する税財政制度の確立に向けて議論を積み重ねてきました。

平成23年12月には、第30次地方制度調査会において大都市制度のあり方について審議が進められていること等を踏まえ、国における制度改革を働きかけるために、特別市の創設を強く要望する「新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議」を議決し、議決機関の立場として横浜市会の意思を明確に示しました。

平成24年8月に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立し、大都市制度の特例として道府県に特別区を設置することが可能になった一方で、特別市については法制化に至っておらず、横浜市をはじめとする大都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できない不均衡な状況が今日まで継続しています。

この間も横浜市会は、令和3年6月に「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を議決し、衆参両議院議長や内閣総理大臣等に提出しているほか、令和4年2月には、改めて、国等における特別市の早期実現に向けた取組を加速させることを強く要望する「「特別自治市」の早期実現に関する決議」を議決しました。

また、神奈川県内三政令市（横浜市・川崎市・相模原市）の正副議長及び市長による懇談会を開催し、特別市の法制化の早期実現に向けた意見交換を重ね、令和7年8月には「次期地方制度調査会における「特別市」の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を求める三市共同要請」を取りまとめ、国や政党に提出しました。

特別市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展や日本の国際競争力強化によって、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るものです。

大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別市の実現に取り組むべきであり、そのためには、国会における早期の立法措置が不可欠です。

ついては、特別市の法制化に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和8年1月13日

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
衆議院総務委員長	佐藤英道様
参議院総務委員長	吉川沙織様
内閣総理大臣	高市早苗様
内閣官房長官	木原稔様
総務大臣	林芳正様
内閣府特命担当大臣（地方創生）	黄川田仁志様

横浜市会議長
渋谷 健

特別市の法制化に関する要望

1 特別市の法制化の早期実現

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから約70年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。

令和6年通常国会での地方自治法改正に当たっても、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること」が衆参両議院で附帯決議された。

377万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行財政運営を行い、日本経済の成長を牽引していくためには、都道府県から指定都市等への権限移譲のみならず、大都市がその能力を十分発揮できる大都市制度の抜本的な改革が必要である。

指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするため、特別区設置以外の新たな選択肢として、特別市の法制化を早期に実現すること。

2 内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進

大都市制度改革について検討がなされた第30次地方制度調査会の答申において、「特別市（仮称）」は、「「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある」とされた。一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく必要があるとされた。

横浜市は、令和4年12月に改訂公表した「横浜特別市大綱」の中で、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を提示しているが、地方制度調査会では大都市制度改革の実質的な議論が行われていない状況が続いている。

令和7年6月に総務省の「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が取りまとめた報告書では、特別市について「様々な評価が見られることから、制度導入の目的や住民にとってのメリットなどの観点から、引き続き議論が必要」とされた。

また、超党派の国会議員で構成される「指定都市を応援する国会議員の会」が、「次期地方制度調査会に、特別市制度の法整備を含めた大都市制度のあり方の調査審議について諮問し、議論を進めること」を国会及び政府等に対して強力に要請することを決議し、令和7年9月に内閣総理大臣及び総務大臣に決議文が手交された。

こうした状況を鑑み、地方制度調査会において、特別市を含む大都市制度改革の議論を強力に進めること。